

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条および第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の実施状況について(2009年12月4日～2010年3月末の累積実績)

(単位:件・百万円)

| | 貸付けの条件の変更等の申込み | | うち実行 | | うち謝絶 | | うち審査中 | | うち取下げ | |
|--|------------------|-------|--------|-------|--------|----|-------|-----|-------|-----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| | 中小企業のお客さま向けの貸付債権 | 4,424 | 12,240 | 3,713 | 10,090 | 89 | 239 | 161 | 425 | 461 |

(注1)上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注2)当行の貸付債権は、信用保証協会等による債務保証を受けておりません。

(注3)当行の貸付債権には、住宅資金向け債権は含まれておりません。

(注4)「申込み」とは、①お客さまから返済条件変更のお申込みがあったもの、②お客さまが明示的に返済条件変更のご意向を示されていない場合でも、お客さまの経営再建または支援を図ることを目的として当行が元本の返済猶予等を行ったもの、を指します。